

～知らないと損する
かもしれない～

「税務調査を受ける
前に押さえるべき
ポイント」

はじめに

「税務調査に入られて困っているんです・・・助けてください」

「税務署から追徴税額は×××万円と言われてるんです。こんな金額払えませんよ」

「調査官の指摘に内容にどうしても納得できないんです」

私は税理士ですから、お客様（顧問先）から知人の経営者を紹介されることも多いわけですが、税務調査に入られて困っている案件では、このような悲痛の叫びから始まることもあります。

税務の知識はともかく、税務調査に対する正しい知識・見識があれば、税務調査でここまで困ることもないでしょうし、すでにこじれてしまっている税務調査を収束するのは本当に大変なものです。

本著はタイトルのとおり、中小企業の経営者の方々が【税務調査を受ける前に読む】ことを目的としています。

税務調査の概要はもとより、税務調査を実施する税務署の考え方、さらには中小企業が税務調査でよく指摘され問題になる項目まで、網羅的に執筆させていただきました。

私は税理士として、多数の税務調査に立会いをしてきて、その傾向があることはわかっていますし、日々の情報収集のなか

で、税務署の内情も把握しています。

税務署というものは、「いきなり」「突然」やってきます。

明日税務調査に入られても大丈夫だと言い切れる経営者の方も少ないのが現実でしょう。

税務調査を受けている経営者に、心理的負担が大きいのも知っています。

経営者の方々が、本著を読むことで、少しでも税務調査の金銭的・心理的負担が減るよう、祈るような気持ちで執筆しました。

本著が1人でも多くの経営者の皆さんにお役立ちできれば、これ以上の喜びはありません。

2025年3月吉日

目次

第1章 税務調査の全体像と税務署の考え

税務調査の大きな流れ	11
税務調査で調査官は何を・どこを見ている？	13
税務調査は断ることができますか？	17
税務調査でウソをついたらどうなるのか？	21
「知らない」「覚えていない」は拒否ではない	24
日程調整とリスケ	25
税務調査を受ける場所がないんですが・・・	27
税務調査で私物を見せなければなりませんか？	28
税務調査は犯罪捜査ではない	30
税務調査における「ペナルティ」	32
中小企業が税務調査に入られる確率は？	36
追徴税額の平均はいくらかご存知ですか？	40
税務調査における時期と傾向	41

第2章 税務調査に入られる理由って何？

税務署が税務調査先を選ぶ理由・根拠	47
「うちは赤字だから税務調査は来ない」のウソ	49
赤字がなくなったら税務調査	53
法人設立して一定年数経過すれば・・・	54
取引先からの「芋づる」方式	56

税務署が持っている「情報」「取引資料」	57
税務署からの郵送物（お尋ね）に回答しないと	
どうなるのか？したらどうなるのか？？	59
関連会社がある場合の税務調査	62
以前の税務調査で重加算税を課されたことがある場合	64
税務調査先を AI で選定する	67

第3章 税務調査での心構えと事前に確認すべき事項

「無予告調査」の正しい対応方法	71
無予告調査の理由は明かされない	74
「帳簿を税務署に持って帰りたい」と言われた時の対応	76
税務調査で「パソコンを触らせてくれ」と言われたら	
どう対応すべきか？	78
税務調査で税理士がいないリスク	81
税務調査で書面に署名押印を求められたら・・・	85
経営者は税務調査に同席する必要はあるのか？	88
税務調査で「お土産」は本当に有効か？	92
税務署とケンカして得になることは1つも無い！	95
税務調査の事前連絡から調査初日までに何をすべき？	99
税務調査対象期間の最後だけはチェック！	102
契約書・議事録・社内規程などは要確認	104
税務調査で言ってならない5つのフレーズ	107

第4章 中小企業における税務調査で注意すべき論点

売上の計上漏れは致命的！	113
雑収入はありませんか？	116
在庫や仕掛は要確認	118
社長の「私的経費」は切り分けが大事	120
税務調査でもっとも怖い「交際費」という否認指摘	122
謝礼などのリベートは税務調査でどう問題になるのか？	126
税務調査でリベート・キックバックを追及されたくない 場合の処理方法	129
税務調査で領収書がない場合の対応	132
税務調査の最重要論点・・・外注費か給与か	135
会社が社内旅行の費用負担をしたら税務調査では？	144
会社負担の福利厚生費が否認されないために	147
税務調査の終わり方は3パターン	151
なぜ税務調査で重加算税を課されたらダメなのか？	154
さらに以降の重加算税が加重される	158

～本書をお読みいただく前に～

本書では解説をわかりやすく、かつ正確性を期すため、国税庁のホームページを引用している箇所がありますが、本文中においては読みやすさに配慮し、引用元のURLのみを明示している場合があります。

この場合について、ホームページを見る手間を省くため、本書の巻末に引用元の全文を転載しておりますので、併せて参考にしてください。

なお、引用元の一部のみを参照している場合は、本文中の引用で完結しておりますので、巻末には転載しておりません。引用元の全文をお読みになりたい方は、URLから、もしくはタイトルを検索していただき、引用元をご覧いただければ幸いです。

第 1 章

税務調査の全体像と税務署 の考え

第1章

税務調査の全体像と税務署の考え

税務調査の大きな流れ

まず、税務調査の流れと、一般的なスケジュールについて解説しておきましょう。

①税務署からの事前連絡

税務調査は通常、**税務署から顧問税理士に対して事前に電話連絡があり、日程調整**することになります（顧問税理士がいな
い場合は、税務署から会社に連絡があります）。これは「事前通知」
（または「調査通知」）と呼ばれる税務調査の手続きになります。

②日程調整

税務署から税務調査の事前連絡があってから、具体的な日程調整を行うことになるわけですが、通常は2週間程度先の日程を調査官から提示されることが多いでしょう。

ただし、これもあくまでも調査官からの希望提示であって、**多忙な日程・時期などを調整し、さらに先の日付で税務調査の日程を調整することも可能**です。

税務調査に要する日数は、会社の規模によって相違しますが、通常は連続した2～3日間を指定されることが多いです。

③税務調査の開始

上記のとおり、あらかじめ調整・決定した税務調査の日程・

時間で、会社に調査官が来ることになります。

午前 10 時から開始されることが多く、ランチタイムは休憩、その日の終わりは夕方になります。

④追加・最終調整

税務調査が予定していた日程で終わらないことも多く、**調査官から追加資料の提示や説明を求められる場合もあります。**

また、調査官からの指摘に対して主張・反論しなければならないケースでは、税務調査の追加日程を求められることもあります。

⑤税務調査の終了

税務調査の結果として、誤り・問題等が何もなければそれで終わりますが、**誤り等があった場合は、修正申告を提出・納税など、最終的な対応が必要**となります。

これが税務調査の全体的な流れとなりますが、上記はあくまでも、税務署から事前連絡がある場合となります。

税務調査では、事前連絡がない「無予告調査」もあり得ますので、その場合はその場で税務調査対応をしなければならないケースも実際にはあります。

無予告調査の対応方法については、第 3 章で後述します。

税務調査で調査官は何を・どこを見ている？

税務調査を何度も受けると、調査官はどのようなものを、どのような流れで見えていくのか、だいたいのところを把握することができるようになります。しかし実際のところ、そう何度も税務調査を受けたことがある方は少ないでしょう。

ここでは、税務調査において調査官が見ているものを解説しましょう。

まず、**税務調査の初日午前中は、「概況」のヒアリング**から入る場合が多いです。会社を設立した経緯や現在の事業内容など、調査官はまず概略的な把握をしようとしています。税務調査開始の1～2時間は、顧問税理士ではなく、調査を受ける経営者の出番ということです。

調査官はこの時間帯で経営者の人柄・性格を把握しようともしています。税務調査は確かに、会社の数字をチェック・確認するのですが、あくまでも「人対人」の関係性の中で行われるものなのです。税務調査を受ける方も調査官の人柄や性格によって対応が変わるのと同じように、調査官もこちらのことをチェックしているのです。

さて次は、**調査官が帳簿などのチェックを始めます。**

調査官が持っている資料は、あくまでも会社が提出した決算書や申告書。どのような計算過程でその申告書ができたのかは

わかっていません。これを帳簿から把握しようというわけです。

帳簿は主に「元帳（もとちょう）」と呼ばれるものをチェックされます。

ここで普段から準備しておくべきことが2つあります。

①帳票類の整理

調査官は帳簿を見ながら税務調査をしているのですが、ここで間違いなく提示を求められるのが帳票類です。帳票類とは「原資資料（原資）」とも呼ばれるもので、請求書や発注書、領収書や契約書のように、売上や経費を計上するもとになった資料のことです。

取引先からの請求書や発注書・見積書などはメール等の電子データの場合も多いですが、調査官に提示を求められたらすぐに提示できる状況にしておく必要があります。

間違っても「探しましたがありませんでした」では、税務調査で不利になることにつながります。

②経理処理の流れ

どういう流れで売上を計上しているのか、たとえば、取引先に見積りを提示し、先方から受注した段階で請求書を発行してから売上計上など、経理処理の流れを明確に説明できる資料があればいいでしょう。

調査官が帳簿・帳票類のチェックをしながら、同時にチェッ

クしていることがいくつかあります。

○経営者や従業員の発言

数字・金額をいくら眺めても、調査官もそれだけで誤りや漏れを発見することは難しいのです。そこで、経営者や従業員にヒアリングしながら、端緒（誤りのきっかけ）を見つけようとしてきます。

調査官との会話も、余計なことを言うと痛い目にあうこともありますので注意が必要です。

○会社に余計なものを置かない

調査官は会社には置いているものをチェックしています。

具体的には、銀行からの贈答されたカレンダーがあって、その銀行と付き合いがなければ、「その銀行に隠し口座があるのでは？」と疑われるわけです。

また、ゴルフバッグを社内置いている経営者の方もいますが、調査官からすれば格好のネタです。

「社長、ゴルフ好きなんですか？」から始まり、プライベートのゴルフ代が経費になっていないかチェックされることになります。

○辻褄が合わないことはやらない

法人で所有する車を、役員等がプライベートでも使用していると指摘されるケースが多くあります。

実際には仕事での利用がほとんどで、たまにプライベート使用であれば問題ないのですが、実態が主にプライベートと認定されると経費になりません。

ここでいくら「ほとんど仕事で使っています！」と主張しても、車が常に自宅の駐車場にとめられているとか、仕事で使う理由がない、となってくると厳しい状況に陥るわけです。

誰が考えても辻褄が合わないようなことは、税務調査で指摘されるものと考えておいた方がいいでしょう。

○個人と法人を明確に区分しているか

この点は、第4章で後述しますが、接待交際費などで指摘されることが多いのが、**経営者個人の支出が会社の経費に入っていないか、混在していないか**。これは絶対にチェックされるポイントです。

「個人で負担している（法人で経費にしていない）飲み代・ゴルフ代もあって、それはこういう基準なんです」と説明できれば完璧でしょう。

そこまではできなくても、どの取引先と行ったのかくらいは説明できるようにしておきたいものです。

税務調査は断ることができますか？

税務調査は、一般的に「任意調査」とも呼ばれています。一方で、同じ税務署（または国税局）が行うものに、「強制調査」というものも存在します。

税務調査が「任意調査」と呼ばれていることから、税務調査というものを勘違いしがちですし、また「強制調査」との違いがわからなくなってしまいます。

ここでは、**任意調査とも呼ばれる税務調査と、強制調査の違い**について解説しましょう。

税務調査とは、会社が所得（利益）や納付すべき税額を計算し、税務署に毎年提出する確定申告書について、その内容が合っているのかどうかを（国税）調査官が調査する行為を指しています。

日本では申告納税制度を採用していますので、あくまでも納税者本人が税金の額を計算し、確定申告したうえでその税額を納付することになっているのですが、国税としても、自己申告をそのまま信じるわけにもいかないことから、**税務調査を実施して、申告内容の適否について確認する**、ということです。

「税務調査が好き」「ぜひ受けたい」という人はいないと思います。

だからこそ、ちょっと頭をひねってみて、「税務署から連絡があっても、税務調査を断ればいいのでは？」と考えてしまうの

も無理はないかもしれません。

さて、結論から書くと、税務調査を断ることができません。これを税務調査における納税者の「受忍義務」と呼びます。残念かもしれませんがこれが事実です。断ることができるのであれば、誰でも断っているかもしれませんが・・・

税務調査は「任意調査」とも呼ばれていますが、断ることができないという観点からすると、実質的に「任意」とは言えないでしょう。

さて、国税が行う強制調査と、税務調査とは何が違うのでしょうか？

強制調査とは、国税査察官（通称「マルサ」）が裁判所の発行する「強制調査許可状」を持って実施されるもので、あくまでも脱税検挙・摘発のために実施されるものになります。

裁判所の令状を持っているくらいですから、強制調査に入られる方は、脱税をしている可能性が高く、その証拠もほぼ揃っている状況だと考えられます。

税務調査は一般的に、事前に連絡があり日程調整のうえ実施されることが多いのですが、強制調査は令状を持った国税査察官が複数人で突然、自宅や会社に来ることになります。

また、税務調査では、あくまでも自身で確定申告した内容を国税が精査するものですから、関連する帳簿資料等を提示すればいいのですが、強制調査では令状がありますから、帳簿資料のみならず、私物であっても検査の対象となり得ます。

さらに、税務調査では顧問税理士などが一緒に立会うことになりますが、強制調査の場合、顧問税理士がいたとして立会うことは許されていません。

「国税」という言葉を使うと、「マルサですか？」と言われることも多いのですが、国税内には明確な区分があり、

国税調査官：税務調査（任意調査）を行う担当

国税査察官（マルサ）：強制調査を行う担当

となっており、国税調査官が強制調査を行うことはありません（そのような権限はありません）。

ここまでで、税務調査（任意調査）と強制調査の違いをご理解いただけたかと思います。では、断ることもできない税務調査が、なぜ任意調査と呼ばれるのでしょうか？

任意調査という言葉は、あくまでも強制調査との比較において呼ばれている一般名称です。強制調査とは裁判所の令状があって強制力がある、という意味合いです。

一方で、税務調査はあくまでも、令状がないという意味合いにおいて強制力はありません（納税者の理解と協力が必要です）から、任意調査ということなのです。

税務調査が任意調査と呼ばれていることから、税務調査を拒

否できている方が多いのですが、それは違うということです。この点は、ぜひ注意してください。

この点に関しては、国税庁サイトで下記の質疑応答事例がありますので参考にしてください。

税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）問3

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/h24/nozeikankyo/ippan02.htm#a03>

正当な理由がないのに帳簿書類等の提示・提出の求めに応じなければ罰則が科されるということですが、そうすると事実上は強制的に提示・提出が求められることにならないでしょうか。

（答）

帳簿書類等の提示・提出をお願いしたことに対し、正当な理由がないのに提示・提出を拒んだり、虚偽の記載をした帳簿書類等を提示・提出した場合には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されることがありますが、税務当局としては、罰則があることをもって強権的に権限を行使することは考えておらず、帳簿書類等の提示・提出をお願いする際には、提示・提出が必要とされる趣旨を説明し、納税者の方の理解と協力の下、その承諾を得て行うこととしています。

税務調査でウソをついたらどうなるのか？

税務調査を受けていると、調査官が「敵」のように思えてきて、質問されたことに対して本当のことを言えず、ウソをついてしまう方もいるようです。

さて、税務調査でウソなどつかない方がいいわけですが、ウソをついてしまった場合、どうなってしまうのでしょうか。考えられるのは、3つのケースです。

①罰則規定がある

税務調査を受けた方がウソをついた場合などは、下記のように法律で「**罰則**」の規定が定められています。

国税通則法第128条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 （省略）

二 第74条の2、第74条の3（第2項を除く。）若しくは第74条の4から第74条の6まで（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第74条の2から第74条の6までの規定による物件の提示又は提出

の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

実際に「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」刑が科されるかどうかは別にしても、この罰則規定では、「ウソをつく（偽りの答弁）」ことのみならず、「調査官の質問に答えない（職員
の質問に対して答弁せず）」ことも、禁止されていることがわかります。税務調査では黙秘権もないということです。

②反面調査

質問に対してウソをつき、それを調査官が疑った場合、**税務署は「反面調査」を行うこともあります。**

反面調査とは、取引先や銀行に対して行われる「裏取り」「証拠集め」の調査で、これによってウソがバレる可能性もあります。

③重加算税

税務調査でウソをついて、金銭的に損をするのは重加算税を課されるケースでしょう。

重加算税が課されると追徴税額が35%増しになるのですが、税務調査において嘘をつくという行為は、重加算税の要件である「仮装」行為に該当すると認定されることもあります。

税務調査でウソをついたがために、悪い結果を招くケースが圧倒的に多いのです。この点はぜひ注意してください。

「知らない」「覚えていない」は拒否ではない

税務調査において、調査官からの質問に回答を拒否すること・ウソをつくことは許されないことから、知っている・記憶がある範囲内で「説明（回答）義務がある」ということになります。

ここで勘違いしてならないこととして、質問内容に関して「知らない」「覚えていない」「記憶に無い」という回答は何ら問題ありません。本当にわからない場合は、このように回答することが正解です。

税務調査を受けると、調査官の質問に対しその場で・即刻回答しないとダメかのような雰囲気になるわけですが、むしろ曖昧な記憶で回答し、それが事実と相違していた場合、調査官の捉え方として「ウソをついた（虚偽答弁）」ということになりかねません。

税務調査では、その場で回答しなければならないということではなく、事実関係をきちんと確認してから後日の回答でも問題ありませんので、「わかりませんので、調べたうえで回答させてください」と伝えることが大事になります。

日程調整とリスク

税務調査は税務署と事前の日程調整が行われることになりま
す。一般的には2～3週間後の候補日程を提示されることが多
いでしょう。

税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）問13

[https://www.nta.go.jp/information/other/data/h24/nozeikankyo/
ippan02.htm#a13](https://www.nta.go.jp/information/other/data/h24/nozeikankyo/ippan02.htm#a13)

事前通知は、調査の何日くらい前に行われるのですか。

（答）

実地の調査を行う場合の事前通知の時期については、法令に特段の規定はなく、また、個々のケースによって事情も異なりますので、何日程度前に通知するかを一律にお示しすることは困難ですが、調査開始日までに納税者の方が調査を受ける準備等をできるよう、調査までに相当の時間的余裕を置いて行うこととしています。

また、いったん調整のうえ決定した税務調査の日程について、業務など致し方ない理由によって都合が悪くなった場合、再調整＝リスクしてもらうことになるわけですが、リスクすること
も許容されています。

税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）問16

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/h24/nozeikankyo/>